

【参考】

平成 24 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 2 号児童手当法一部を改正する法律等の施行について

第 2 児童手当等の支給に関する事項

- 1 支給要件（法第 4 条、第 5 条、附則第 2 条及び第 3 条、令第 1 条並びに規則第 1 条の 3 関係）
(6) (4) 又は (5) にかかわらず。児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が該当児童と同居している場合（いずれか一の者が当該児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその他の父若しくは母は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこと。

すなわち、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものであること。

なお、仕事上の転勤等で父又は母のいずれかが単身赴任し、児童と別居しているような場合は、別居後も父母は生計を同じくするものと考えられることから、当該児童と同居している者をもって支給要件に該当する者とするのではなく、児童の生計を維持する程度の高い者をもって支給要件に該当する者として取り扱うものであること。

また、法第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定の適用は、認定の際提出される認定請求書等に基づき行うこと。